

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会（第 4 回） 議事概要

- 1 日時：令和 7 年 3 月 27 日（木）10:00～11:50
- 2 場所：総務省（中央合同庁舎 2 号館）8 階第 2 特別会議室及びオンライン
- 3 出席者：（構成員）
大屋座長、江間構成員、宍戸構成員、原田（久）構成員、原田（大）構成員、
山本構成員、横田構成員、吉永構成員
（総務省行政管理局）
平池行政管理局長、津村調査法制課長、岡崎法制管理室長

4 議事概要

（1）開会

（2）議題（1）国内実態調査の状況について

事務局から、資料 1「国内実態調査の状況について」に基づき説明を行った。

（3）議題（2）意見交換

主に、国内事例に係る実態調査の結果について、意見交換を行った。構成員からは、
・調査結果からは、行政機関における AI の利活用について、あくまで補助として位置付けているなど、AI 倫理の観点からは特段懸念すべき状態にはなっていない。一方で、現行の業務プロセスの維持を前提とした補助的な利活用の観点からは、AI 導入の動機付けや、効果に係る意識付けが薄いように思われる。

・AI を特定の業務の置き換えのみに利用し、業務プロセス全般の見直しに繋がっていないことから、行政通則法の議論になりにくい状況がある。行政内部における作為過誤と不作為過誤に対する認識のアンバランスさが変わるような環境整備や、行政に対して無謬性を過度に求めないといった認識を浸透できるような環境整備を通じて、利活用を促進することがルール化に向けた議論に繋がるのではないか。こうしたことも含めて、AI 時代に合わせて行政通則法的に整理すべき論点について幅広く検討を進めたい。

・行政機関において、AI による判断に対する信頼がそれほど大きくなく、現時点では、AI の使用による副作用的なものは生じていないが、現場が AI による判断の有用性・効率性を強く体感するようになると、AI に対する依存や、AI が補助を超えて代替となる可能性が懸念されるため、今のうちにリスクやそれに対する考え方をしっかり検討することが必要。

・現在、行政機関においては、重要な決定の場面に AI を活用しない運用がなされているが、将来的には住民側が行政に対して、AI を使った速やかな意思決定やプッシュ型による早期介入を望む可能性もあり、その際に活用されうるデータの扱い等など、行政通則法的観点から議論すべきことが生じ得る。

・現状は、行政の効率的な運用、透明性の確保等を論ずるかなり手前の状況にあり、そこから現行の行政処分中心主義を前提にして検討すると、中長期的課題は把握しにくい。

あり得るリスクや留意事項について想像しながら、問題が顕在化する前でも、必要に応じて対応するということが必要ではないか。公務員の世代、属性、所属等による受け止めの違いを深掘りしたり、国と地方の違いも含め、行政分野ごとのニーズを把握することなどに取り組み、幅広く議論して明確に「できる」点について積極的に示すことはAI利活用を促進する上でも有効。

- ・利用方法や AI の機能に着目してリスクを階層分けしたり、求められるルール化の程度や公表の在り方について検討することもあり得る。

などの意見があった。

(4) 閉会

事務局から、次回日程等の案内があった。

以上